

夜間営業による騒音にご注意！

付近に住宅が集合している地域や建物内で、夜間（夜 10 時～翌朝 6 時）に営業を行う店舗等では、その営業活動によって発生する騒音が付近の静穏を害し、近隣住民の生活環境を損なうおそれがあります。

さいたま市生活環境の保全に関する条例では、夜間営業に伴って発生する騒音の規制基準（許容限度）を定めています。（第 55 条）

| 対象営業の種類 | 区域の区分※ ⁴ | 許容限度 |
|--|---|------|
| ①飲食店営業※ ¹ ②ボーリング場営業 ③バッティングセンター営業 ④ゴルフ練習場営業 ⑤小売店営業※ ² ⑥公衆浴場営業※ ³ | 第一種区域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域） 第二種区域（第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定がされていない区域） | 45dB |
| ⑦フットサル場営業 | 第三種区域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域） 第四種区域（工業地域、工業専用地域） | 50dB |

※ 1 食品衛生法施行令第 35 条第 1 号に掲げる飲食店営業のうち、設備を設けて客に飲食させるもの。

※ 2 店舗面積が 500㎡以上の店舗において行うもの。

※ 3 公衆浴場法施行条例（平成 24 年さいたま市条例第 78 号）第 5 条第 2 項に規定する公衆浴場のうち、保養又は休養のための施設を有するものにおいて行うもの。

※ 4 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域をもとに 4 つの区域に区分。

罰則等（第 56 条、第 128 条）

- 条例に違反して騒音を発生させ、周辺的生活環境が損なわれていると認める場合、騒音の防止の方法の改善等必要な措置を講ずるよう勧告することがあります。
- 勧告に従わないときは、騒音の防止の方法の改善等必要な措置を講ずるよう命令することがあります。
- 命令に違反した場合は、6 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられます。

夜間営業騒音の規制の対象となる営業を行う者は、静穏の保持を特に必要とする区域内では、深夜（夜 11 時～翌朝 6 時）における音響機器の使用を禁止しています。

| 対象音響機器 | 静穏の保持を特に必要とする区域* |
|---|--|
| ①カラオケ装置 ②ステレオセットその他の音声機器 ③拡声装置 ④録音・再生装置（①の装置を除く） ⑤有線ラジオ放送装置（受信装置に限る） ⑥楽器 | ・ 第一種区域 ・ 第二種区域 ・ 第三種区域（商業地域を除く） |

※ 夜間営業騒音の規制基準における区域の区分と同じ。

ただし、これらの音響機器から発生する音が営業を行う場所から外部に漏れないよう防音対策等を講じている場合に限り、その場所において音響機器を使用することができます。

罰則等（第 56 条、第 128 条）

- 条例に違反して音響機器を使用し、騒音が発生している場所の周辺的生活環境が損なわれていると認める場合、当該行為の停止を勧告することがあります。
- 勧告に従わないときは、当該行為の停止を命令することがあります。
- 命令に違反した場合は、6 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられます。

◆◆夜間は、次のような配慮もお願いします◆◆

夜間営業を行う事業者は、店舗から外部に音が漏れないよう十分配慮するほか、利用客が店舗外の道路や駐車場等において騒音を発生させ、付近の静穏を害することのないよう注意を呼びかけてください。

条例では、夜間の静穏保持について次のように定めています。（第 54 条）

- 夜間においては、住宅の集合している地域、集合住宅内又は道路その他の公共の場所において、みだりに付近の静穏を害する行為をしないこと。
- 複数の事業者が営業を行う建物内又は他の者の住居が併設された建物内で営業を行う者は、店舗から漏れる音によって建物内の静穏が害されることのないよう配慮すること。
- 夜間営業を行う者は、人声、自動車の発着音及び扉の開閉音その他その営業に伴って店舗の外部で発生する音により、付近の静穏が害されることのないように必要な措置を講ずるよう努めること。



お問い合わせ先

さいたま市環境局環境共生部環境対策課
TEL 048-829-1332 FAX 048-829-1991